

令和元年11月15日

乳幼児用ベッドを製造又は輸入される事業者 各位

経済産業省産業保安グループ製品安全課

消費生活用製品安全法第2条第3項で規定する乳幼児用ベッドに関する周知について

平素より製品安全行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、消費者庁より公表された「木製ベビーベッドの収納扉が不意に開き乳児が窒息する重体事故が発生！<sup>(注)</sup>」によれば、収納部分の扉が不意に開いたため乳児の頭部が挟まって窒息し、死亡あるいは重体に陥る重大な事故が発生しています。

こうした状況を踏まえ、特別特定製品（乳幼児用ベッド）の扱いについて下記のとおりとすることを周知致します。引き続き消費生活用製品安全法を遵守頂きますようお願い致します。

#### 記

##### 1. 適合性検査について

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一で定める乳幼児用ベッドに係る技術上の基準「8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。」の検査において、今回の事故を受け、通常使用状態のみならず、予見される誤使用等の状態においても頭部が挟まれにくい構造を有することを確認します。

※乳幼児用ベッドの枠に開口部を有するものにあつては、床板を下げた時に収納スペースが生じない場合(収納部分がなくなる場合)を除き、開口部と床板の上面の間隔は、85ミリメートル以下であること。

##### 2. 経過措置について

この周知後に製造され、又は輸入された乳幼児用ベッドに係る適合性検査については、この周知の日から起算して一年を経過する日までの間は、この周知による内容にかかわらず、なお従前の例によることができる。

ただし、この場合にあつては、一般消費者に対する注意喚起文書（使用方法を誤ると危険であること）を一般消費者のわかりやすい箇所に当該製品と同梱すること。

また、この周知の際現に消費生活用製品安全法第12条第1項第2号の証明書の交付を受けている事業者にあつては、一年を経過する日までの間に上記1.の内容を満たすよう改善を行うこと。改善前の乳幼児用ベッドについては、前述のただし書の内容を実施すること。

##### 3. 出荷済の製品について

既に出荷した本件の対象となる乳幼児用ベッドについても、使用方法を誤ると危険であることを販売事業者等の協力も得ながら、一般消費者に情報提供を行うよう努めること。

(注) [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_025/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_025/)